

# 食品安全委員会遺伝子組換え食品等専門調査会

## (第193回) 議事録

1. 日時 令和元年10月18日(金) 14:50～15:09

2. 場所 食品安全委員会中会議室(赤坂パークビル22階)

### 3. 議事

- (1) 専門委員紹介
- (2) 専門調査会の運営等について
- (3) 座長の選出
- (4) その他

### 4. 出席者

(専門委員)

中島座長、安達専門委員、飯島専門委員、岡田専門委員、小野専門委員、  
橘田専門委員、児玉専門委員、近藤専門委員、山川専門委員、吉川専門委員  
(食品安全委員会)

佐藤委員長、川西委員

(事務局)

小川事務局長、小平事務局次長、箆島評価第二課長、蛭田評価情報分析官、  
飯塚課長補佐、森山評価専門官、山口係長、松井技術参与

### 5. 配布資料

資料1 食品安全委員会専門調査会運営規程

資料2 食品安全委員会における調査審議方法等について

### 6. 議事内容

○蛭田評価情報分析官 本日は、お集まりいただきまして、ありがとうございます。

定刻になりましたので、ただいまから第193回「遺伝子組換え食品等専門調査会」を開催いたします。

本調査会は、公開で行います。

私は、事務局の蛭田と申します。座長が選出されるまでの間、私が議事を進行させていただきますので、よろしくお願いいたします。

このたび、10月1日付をもちまして専門委員の改選が行われましたが、本日は、改選後最初の会合に当たります。

まず初めに、佐藤食品安全委員会委員長より挨拶いたします。

○佐藤委員長 食品安全委員会の佐藤でございます。

このたびは、専門委員への御就任を御快諾いただき、どうもありがとうございます。食品安全委員会の委員長として御礼申し上げます。

既に安倍内閣総理大臣から令和元年10月1日付で食品安全委員会専門委員としての任命書がお手元に届いているかと思えます。専門委員の先生方が所属される専門調査会あるいはワーキンググループについては委員長が指名することになっておりますので、先生方を遺伝子組換え食品等専門調査会に所属する専門委員として指名させていただきました。

食品安全委員会は、リスク評価機関としての独立性と中立性を確保しつつ、科学的な知見に基づき、客観的で公正な立場から食品健康影響評価を行うことを掲げております。専門委員の先生方におかれましては、この大原則を御理解の上、それぞれ専門分野の科学的知見に基づき、会議の席で御意見を交わしていただきますようお願いいたします。

通常、私どもが考える科学は、精緻なデータをもとに、正確な解答、真理を求めていくものであります。一方、御承知のように、リスク評価は、多数の領域の学問が力を合わせて判断をしていく科学、レギュラトリーサイエンスの一部であると考えられております。リスク評価においては、あるときは限られたデータしかない場合でも完璧さにこだわらずに解答を出すことが求められることもあることを御理解いただきたいと思います。

専門調査会の審議については、原則公開となっております。この遺伝子組換え食品等専門調査会の審議は、企業の知的財産等が開示され、特定の者に不当な利益もしくは不利益をもたらすおそれがあることから非公開で行うことがございます。

しかし、議事録が公開となっております。先生方のこれまでの研究から得た貴重な経験を生かした御発言によって、また、総合的な判断に至る議論を議事録を通して間接的に聞くことにより、オーディエンスの方々にはリスク評価のプロセスや意義を御理解いただき、情報の共有に資するものと考えてございます。

遺伝子組換え食品等専門調査会では、これまでに290件を超える遺伝子組換え食品や添加物の御審議をいただいております。今後も、日進月歩の遺伝子組換え技術により、新たな技術が開発され、新たな形質を有するものが評価要請されることが予想されます。また、遺伝子組換え食品は、国民の関心も高い分野でもあります。専門委員の先生方におかれましては、各分野における最先端の専門知識を生かして調査審議をしていただければと思っております。

食品のリスク評価は、国の内外を問わず強い関心が寄せられております。専門委員としての任務は、食品の安全を支える重要かつ意義深いものです。専門委員の先生方におかれましては、国民の期待に応えるべく、適切な食品健康影響評価を科学的にかつ迅速に遂行すべく御尽力いただきますよう、重ねてお願い申し上げます。どう

ぞよろしくお願いいたします。

○蛭田評価情報分析官 ありがとうございます。

次に、本日席上に配付しております資料の確認をお願いいたします。

議事次第、座席表、専門委員名簿、以上でございます。

不足の資料等はございませんでしょうか。

それでは、議事に入らせていただきます。

まず、議題の1といたしまして、専門委員の紹介でございます。

私から、お名前を五十音順に紹介いたしますので、よろしくお願いいたします。

安達玲子専門委員でございます。

飯島陽子専門委員でございます。

昨年4月1付で再任されまして引き続き審議に加わっていただきます、岡田由美子専門委員でございます。

小野竜一専門委員でございます。

橘田和美専門委員でございます。

児玉浩明専門委員でございます。

近藤一成専門委員でございます。

中島春紫専門委員でございます。

山川隆専門委員でございます。

吉川信幸専門委員でございます。

小関良宏専門委員、手島玲子専門委員、樋口恭子専門委員は、本日は御欠席でございます。

また、本日は、食品安全委員会から、冒頭で御挨拶いただきました佐藤委員長、本専門調査会の主担当であります川西委員にも御出席いただいております。

最後に、事務局を紹介させていただきます。

小川事務局長。

小平事務局次長。

箴島評価第二課長。

飯塚課長補佐。

森山評価専門官。

山口係長。

松井技術参与。

私、評価情報分析官の蛭田でございます。今後とも、どうぞよろしくお願いいたします。

次に、議題2、専門調査会の運営等についてでございます。

お手元の食品安全マニュアルの46ページからが「食品安全委員会専門調査会等運営規程」、51ページからが「食品安全委員会における調査審議方法等について」でございます。これらの資料に基づき、御説明いたします。

まず、マニュアルの46ページをごらんください。「食品安全委員会専門調査会等運営規程」でございます。時間が限られておりますので、要件のみ簡潔に御説明いたします。

まず、第2条でございますが、（専門調査会の設置等）について定められております。第3項「専門調査会に座長を置き、当該専門調査会に属する専門委員の互選により選任する」となっております。第5項「座長に事故があるときは、当該専門調査会に属する専門委員のうちから座長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する」となっております。

次に、第3条でございますが、（議事録の作成）について定めております。

第4条でございますが、（専門調査会の会議）の規定でございます。その内容でございますが、「座長（座長に事故があるときはその職務を代理する者。以下に同じ。）は、専門調査会の会議を招集し、その議長となる」となっております。第3項でございますけれども、「座長は、必要により、当該専門調査会に属さない専門委員あるいは外部の者に対し、専門調査会に出席を求めることができる」となっております。

次に、第5条でございますが、（専門委員の任期）を定めております。任期は2年となっております。

次の48ページ、別表の一番下でございますけれども、本遺伝子組換え食品等専門調査会の所掌事務といたしまして「遺伝子組換え食品等の食品健康影響評価に関する事項について調査審議すること」と明記されているところでございます。

続きまして、マニュアルの51ページをごらんください。「食品安全委員会における調査審議方法等について」でございます。

佐藤委員長の冒頭の御挨拶にもございましたように、中立公正な評価の観点から、場合によりましては、該当する専門委員に途中で調査審議から外れていただくことがございます。

真ん中のあたりでございますが、「2 委員会等における調査審議等への参加について」をごらんください。

「(1) 委員会等は、その所属する委員又は専門委員（以下「委員等」という。）が次に掲げる場合に該当するときは、当該委員等を調査審議等に参加させないものとする」となっております。主なものでございますけれども、「① 調査審議等の対象となる企業申請品目の申請企業若しくはその関連企業又は同業他社（以下「特定企業」という。）から、過去3年間の各年において新たに取得した金品等の企業ごとの金額（金品を換算した金額を含む。）が、別表に掲げるいずれかに該当する場合」、52ページの下の方に別表がございます。次に、「④ 特定企業からの依頼により当該調査審議等の対象品目の申請資料等の作成に協力した場合」。「⑤ リスク管理機関の審議会（委員等が所属する委員会等の調査審議事項の関連分野のものに限る。）の長である場合」というものが該当するものでございます。

次に、(2) でございますけれども、任命された日から起算して過去3年間に於いて該当すると思われる事実の有無を記載した確認書を提出いただいております。確認書につきま

しては、53ページに記載されております。

(4)でございますけれども、提出のあった日以降に開催する委員会等の都度、当該確認書に記載された事実の確認を行わせていただいております。

主なものは以上でございますが、何か御意見または御質問等がございますでしょうか。

それでは、御説明した内容について、御確認いただきまして、また、御留意いただき、専門委員をお務めいただきたいと存じます。

次に、議題3でございます。本専門調査会の座長の選出をお願いしたいと思います。

座長の選出につきましては、食品安全委員会専門調査会等運営規程第2条第3項によりまして「専門調査会に座長を置き、当該専門調査会に属する専門委員の互選により選任する」とされております。

先生方、いかがでしょうか。

お願いします。

○山川専門委員 山川でございます。

座長につきましては、中島専門委員が適任かと存じ、御推薦申し上げたいと思います。よろしく願いいたします。

○蛭田評価情報分析官 中島委員を御推薦するということでございますが、ほかに何かございますでしょうか。

お願いいたします。

○橘田専門委員 ありがとうございます。

私も、中島専門委員が適任かと存じ上げます。よって、座長として御推薦申し上げたいと存じ上げます。よろしく願いいたします。

○蛭田評価情報分析官 ただいま、山川専門委員、橘田専門委員から、中島専門委員を座長にという御推薦がございました。いかがでございましょうか。御賛同される方は拍手をいただければと思います。

(拍手)

○蛭田評価情報分析官 ありがとうございます。

それでは、御賛同いただきましたので、座長に中島専門委員が互選されました。

それでは、座長席にお移りいただければと思います。

(中島専門委員、座長席へ移動)

○蛭田評価情報分析官 それでは、中島座長から一言御挨拶をお願いいたします。

○中島座長 中島でございます。

御指名でございますので、座長を務めさせていただきます。

私は、専門は微生物でして、植物の育種やアレルギーなどについて余り詳しくなかったりもするのですが、その辺は先生方に御協力いただきて会を進めていきたいと思っております。

日本ではいまだに遺伝子組換え作物の商業栽培はせいぜい青いバラ程度なのですが、世界一の遺伝子組換え作物の輸入国でございまして、1000万トンを超えるような遺伝子組換え

もしくは不分別のトウモロコシや大豆などを輸入しております。お米の生産高をはるかに超える、とんでもない量でございます。

しかしながら、日本国内では遺伝子組換えについてはいろいろ気にする方などがおりまして、なかなか難しいかじ取りを迫られるのですが、そのような心配はリスク管理機関である厚生労働省や農林水産省が行えばいいことで、我々はリスク評価機関でありますので、そのような付度はせず、粛々と科学的な立場からのみ審査すればいいと仰せつかっておりますので、皆様、よろしく申し上げます。

長くなっても仕方がありませんので、これくらいにしたいと思います。

皆様、何とぞよろしくお願いいいたします。

○蛭田評価情報分析官 ありがとうございます。

次に、食品安全委員会専門調査会等運営規程第2条第5項に「座長に事故があるときは、当該専門調査会に属する専門委員のうちから座長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する」とありますので、座長代理の指名をお願いしたいと思います。

これ以降の議事の進行は、中島座長をお願いいたします。

○中島座長 それでは、議事進行を引き継がさせていただきます。

事務局から説明のありました座長代理の指名でございますが、私からは、座長代理としていつも頼りになる児玉専門委員にぜひお願いしたいと、指名させていただきたいと思いますが、皆様、いかがでございましょうか。

ありがとうございます。

御異議はなさそうなので、児玉座長代理、一言お願いできますでしょうか。

○児玉専門委員 座長代理に指名されました、児玉です。

規程にありますように、座長に事故があるときに働きますので、どうぞよろしくお願いいいたします。

○中島座長 議題4、その他の項目で、事務局から何かございますでしょうか。

○蛭田評価情報分析官 その他につきましては、特にございません。

○中島座長 ありがとうございます。

それでは、これで第193回「遺伝子組換え食品等専門調査会」を閉会いたします。

どうもありがとうございました。

なお、15時20分から、非公開で第194回「遺伝子組換え食品等専門調査会」を開催いたしますので、専門委員の先生方、よろしくお願いいいたします。